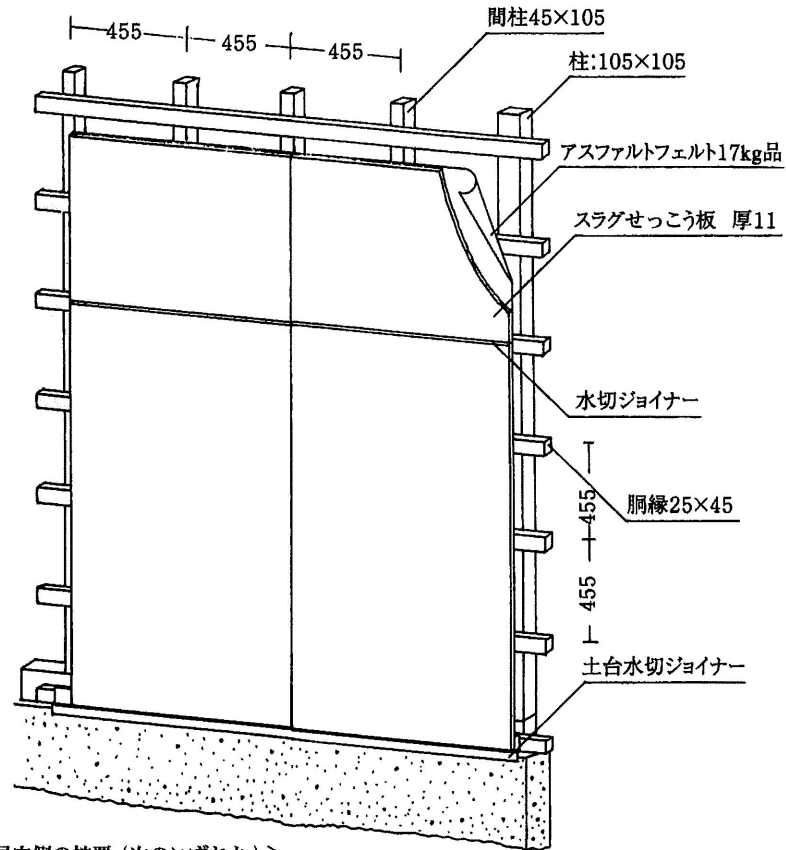


PC030BE - 9041

・認定した構造内容又は建築材料の内容(寸法単位: mm)

1. 部分、防火性能の区分 木造下地防火構造
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第40983号
3. 構造説明図(単位 mm)

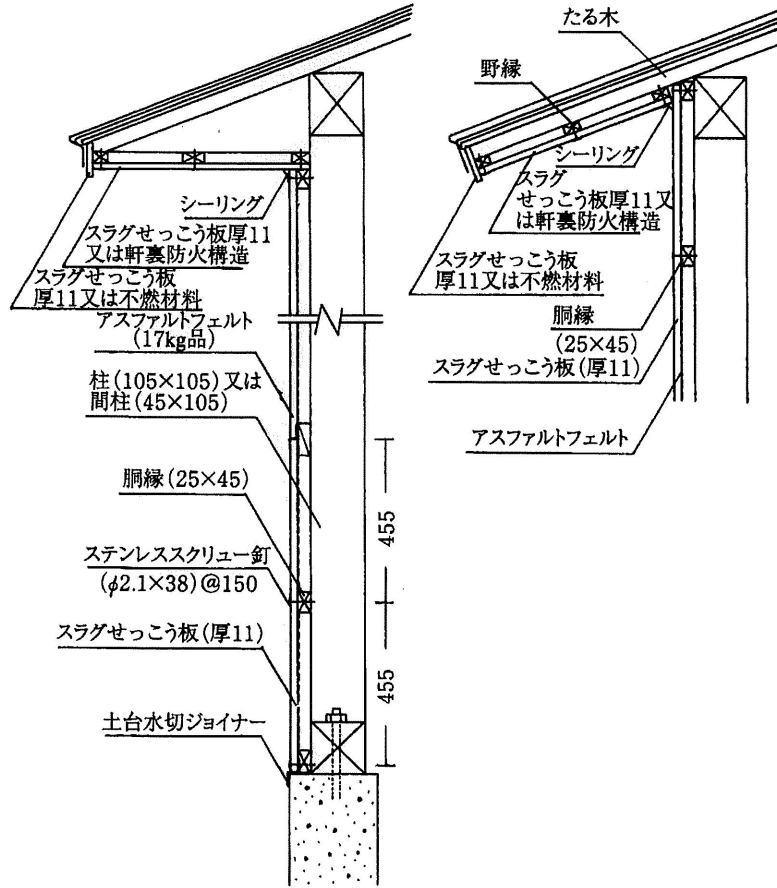
(1) 見取り図



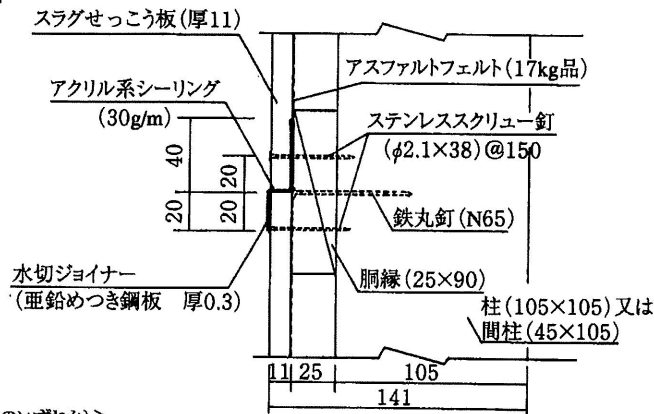
<屋内側の被覆(次のいずれか)>

- ①グラスウール(75mm)を充填した上にせっこうボード(9.5mm)を張ったもの
- ②ロックウール(75mm)を充填した上にせっこうボード(9.5mm)を張ったもの
- ③ロックウール(75mm)を充填した上に合板(4mm)を張ったもの

(2) 垂直断面図



横目地部詳細図



<屋内側の被覆 (次のいずれか)>

- ①グラスウール (75mm) を充填した上にせっこうボード (9.5mm) を張ったもの
- ②ロックウール (75mm) を充填した上にせっこうボード (9.5mm) を張ったもの
- ③ロックウール (75mm) を充填した上に合板 (4mm) を張ったもの

4. 材料等説明

4. 1 主構成材料

(1) スラゲせっこう板(不燃第1030号 2種)

(イ)形状・寸法

厚 さ 11±0.5mm、12±0.5mm

大きさ 標準寸法 910×1820mm

最大寸法 1210×2730mm ± 1

(ロ)組 成(wt%)

せっこう 41%

スラゲ 41%

耐アルカリガラス繊維 5%

パーライト 5%(JIS A 5077 S種 0.15~1.2)

パルプ 5%(故紙)

石 灰 3%(JIS R 9001 消石灰特号)

(ハ)性 能

かさ比重(絶乾) 1.0±0.1

曲げ強度 100kg/cm²以上(JIS A 1408 4号試験体)

含水率 12%以下(出荷時)

重 量 11.0kg/m²(11mm)、12.0kg/m²(12mm)

(2) 防水紙

アスファルトフェルト 17kg品以上

(3) 下地材

間 柱 45×105mm

胴 縁 25×45mm、25×90mm

柱 105×105mm

4. 2 副構成材料

(1) 釘 ステンレススクリュー釘 φ2.1×38ℓ (JIS A 5554)

(2) コーキング アクリル系シーリング(JIS A 5758)塗布量30g/m

(3) ステープル 幅 12mm 高さ 10mm

(4) ジョイナー 材質：亜鉛めっき鋼板 厚さ 0.3mm以上(JIS G 3302)

名 称	断 面 形 状	寸 法 mm
水切ジョイナー		厚 長 0.3×1820
出隅ジョイナー		0.3×1820
入隅ジョイナー		0.3×1820
土台水切ジョイナー		0.3×1820

5. 標準仕様(施工仕様)

(1) 下 地

- イ) 下地は、柱105×105mm、間柱45×105を455mm間隔に配置し不陸のない様取付ける。
- ロ) 胴縁25×45mmは、455mm間隔に配置し、柱、間柱に直接打ち付ける。但し横胴縁は25×90とする。
- ハ) アスファルトフェルト17kg品を下地全面にガンカッター等を用いて張付ける。
横張り、胴縁止めとし、@150重ね合せは縦横とも約150mmとする。

(2) スラグせっこう板の取付

- イ) 釘はステンレス釘(φ2.1×ℓ38)を使用し所定の(但し製品の端部より20mm以上はなれた位置に止める)位置へ止め付ける。

ロ) 釘打のピッチは、縦方向に455mm以下ごととし、幅方向に150mm以下で止める。

(3) 目地処理

イ) 横目地部には、アクリル系のシーリング(30g/m)を塗布し、ジョイナーを用い納める。

ロ) ジョイナーは、横目地部に水切ジョイナー、出隅部に出隅ジョイナー、入隅部に入隅ジョイナーにて、それぞれ納める。

ハ) 縦目地部 標準品を45°の角度で深さ5mm程度の面取りを行ないその部分にアクリル系シーリングを塗布(30g/m)して仕上げる。

(4) 表面仕上げ

防火上支障のない材料にて表面仕上げを行なう。

6. 留意事項

(1) 保管に関する事項

保管の際は、水・湿気を避け平らな所に積み重ねる。

(2) 運搬に関する事項

持ち運ぶ際は、面を垂直に持ち特に角部に衝撃を与えたり、面に傷をつけないよう注意する。

7. 付帯条件 な し

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。